

当薬局は、

「後発医薬品調剤体制加算3」

を算定しております。

後発医薬品調剤体制加算とは…

患者様の薬剤費の自己負担を軽減するため、処方箋のお薬を後発品（ジェネリック医薬品）に変更できるよう、それらの在庫を常に確保する体制を整えておくことが必要となります。

厚労省では、その体制を整えている施設（薬局）に対して評価をしております、それが「後発医薬品調剤体制加算」となります。

この加算は薬局全体を評価するものであり、後発品のない方にも一律の算定となります。

何卒ご了承くださいますようお願い致します。